

1. 阿東町

- (1) 町の基本方針 ; 「複数集落」での締結促進(60%台の農地カバー、全 136 集落で 68 協定、計画では 26 協定だったが水利関係などで難航)
- ・ 力のある集落と弱い集落とを合わせて複数協定化
- (2) 町単独での支払い金制度 : 国の制度の対象集落中の平地水田に 1000 円(反)を配分(→ プール金化させ、地主が協定に「持参金」をもって参入する)
- ・ 集落ぐるみで全水田を対象とした協定を作らせる目的 : 水利管理や集団転作に有利
 - ・

↓

こうしたなかで、広域営農組合設立と集団転作の実現

(3) 「徳佐上中集落協定」の場合

- ・ 土地改良区が事務局機能をもち 16 集落で協定締結→苦労の連続を克服
- ・ 平成 15 年度から集落営農発足(45 名のオベ登録)、転作用大型機械は 16 集落で、中型機械は集落単位で、小型機械は個人で。
- ・ プール金で大豆・ソバの収穫機、水稻直播機械購入
- ・ 大豆団地 15ha(45ha ある大きな 1 集落で固定化)、ソバ団地 5 ha : 転作の「適地適作主義」
- ・ 山見会長談(80 歳代後半) : 「ただし、集落営農は過渡的、緊急避難的存在、このままじゃ続かない。今は退職者と高齢女性でもっている。今後は企業的なものに移行させる必要性あり」
- ・ 水稻の作業適正規模は ? → 「1 集落水田 20ha、12ha の稲作が平均→1 集落 1 農場制で、この規模程度をカバーする組織形成ないと中核的オベは食っていけない」(山見係長)

2. 福栄村

- (1) 農区(平成 2 年度~) 技術的(社会的)視座からの合理的地域区分→大小様々な全 16 農区 : 1 集落から 7 集落、13 戸から 95 戸、14ha から 123ha まで
- 水系による地区区分
- ・ 河川(大井川)灌漑
 - ・ ため池
 - ・ 湧水
- 農道による地区区分(作業効率性)
- (2) 農区単位での営農集団の活動を支払い制度が支援
- ・ 第 13 農区の場合 : 「至福の里」組合(平成 4 年設立、4 集落・全農家出資(反当 2500 円)、オベ登録者 12 名、兼業農家、全 67ha 中 16ha を受託)
 - ・ 支払金(プール分)により機械の買足し(トラクタ 50ps 1、コンバイン 1、パワーディスク)
- (3) 第 13 農区(堂ヶ市)集落協定
- プール金による急傾斜農地の農道舗装(労力は参加者の無報酬提供)

小 括

直接支払い金は、地域の創意工夫・努力により、平地農村同様の集団転作を可能にしたり、集団営農の振興に大きく寄与。付随して集落活性化機能も増進。自由に使える金の存在は地域間格差をもたらす(地域マネジメント機能の重要性)

人口論的な限界をどう克服するか？

- ・ 気になる現場のリーダーの高齢化問題
- ・ 旧来型の集落営農は続かない
- ・ 食っていける営農集団、若手が参入したくなる集団形成と、なんらかのインキュベータ機能をもった組織が必要